

# 業務委託仕様書

## 1 委託業務名

自立支援・重度化防止評価分析業務（介護給付等費用適正化事業）

## 2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

## 3 業務の目的

本業務は、介護給付適正化の観点から、介護給付の状況、介護認定者の状況、介護事業所の状況等を調査・分析することにより、介護認定者の重度化予防及び介護給付費の適正化、さらには総合事業の事業量や実施基準等の効果的かつ適切な設定に向けた施策検討を行うものとする。

## 4 業務の内容

介護給付データ等を調査・分析することにより、介護認定者の重度化予防及び介護給付費の削減を図るとともに、総合事業の事業量や実施基準等を効果的かつ適切に設定し、総合事業の適正な業務量を試算する。

また、分析結果等について、本町職員等に対する報告会を開催し、必要に応じ先進事例等を紹介するなど、本町の実情にあった施策を提案するとともに、分析結果や施策検討内容等について、本町介護サービス事業所等の職員に対する研修会を開催し、自立支援・重度化防止の現状等について周知を図るものとする。

主要な業務は、以下のとおりとする。

### （1）介護給付データ等の調査・分析

- ①新規認定者・予防給付悪化者の分析報告書の作成
- ②新規認定者の出現抑制に向けた提案
- ③介護認定者の重度化予防に向けた提案
- ④介護給付費の適正化に向けた提案

### （2）検討会議等の開催

- ①庁内検討会議の開催 2日
- ②居宅支援事業所、通所系（デイ・リハ）合同研修会の開催 1日

なお、業務に必要となるすべてのデータ等の提案は、受託者が行うこととし、それに基づいた資料準備は、委託者が行い受託者へ提供する。

## 5 成果品

- ① 介護給付等費用分析報告書・実施報告書（PDF様式） 1部
- ② データCD 1枚

## 6 注意事項

### (1) 法令等の遵守

受託者は、本業務を遂行するに当たっては、関係する法令及び本仕様書を遵守し、委託者の意図及び業務の目的を十分に理解して業務を行う。

### (2) 個人情報の保護

プライバシーマーク使用許諾、若しくはこれと同等の個人情報保護に関する認証、又は I S M S 若しくはこれと同等のセキュリティマネジメントシステムの認証を受けていること。

### (3) 連絡・指示・報告

受託者は、委託者との連絡を密にし、業務を円滑に進めるための事前打ち合わせを行い、委託者の指示に従う。また、業務の進捗状況に応じて、委託者に報告を行わなければならない。

### (4) 再委託の禁止又は制限

受託者は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、補助的業務等で第三者に再委託しなければならない場合は文書でその旨を通知し、本町の承諾を受けなければならない。

### (5) 業務で知り得た情報等の第三者への提供の禁止等

- ① 受託者は、本業務で知り得た内容を、第三者に提供してはならない。
- ② 受託者は、本町が承諾した場合を除き、受託業務の内容を他の用途に利用してはならない。

### (6) その他

本業務を履行するにあたり、本仕様書に記載されていない事項又は業務遂行上で疑義が生じた場合は、受託者と本町とで協議を行うこととする。